

高齢者インフルエンザ予防接種

接種期間 10月1日～12月31日

高齢者のインフルエンザ予防接種を実施します。
年齢の基準は接種日現在となります。

1.羽島郡内の指定医療機関で接種する場合(接種後、町へ申請する必要はありません)

《65歳以上の方》

定期接種(予防接種法に基づく接種)	
対象者	・接種時に笠松町に住民登録のある65歳以上の方 ・60歳から64歳までの方で、心臓・じん臓・呼吸器の機能、またはヒト免疫不全ウイルスにより免疫機能に障がいがあり、日常生活が極度に制限される状態の方
接種料	4,860円
自己負担金	1,500円 (ただし、生活保護の方は自己負担金を免除しますので、福祉健康課へ申請してください)
接種回数	1回
接種方法	①医療機関へ予約 ②医療機関に設置してある「予診票」を記入 ③接種を受ける ④自己負担金(1,500円)を支払う
持ち物	健康保険証

《60歳から64歳までの方》

任意接種(予防接種法に基づかない接種)	
対象者	接種時に笠松町に住民登録のある60歳から64歳までの方
接種料	4,860円
自己負担金	1,500円(助成額3,360円)
接種回数	1回
接種方法	①医療機関へ予約 ②医療機関に設置してある「インフルエンザ予防接種に関する助成申請書」を記入 ③接種を受ける ④自己負担金(1,500円)を支払う
持ち物	健康保険証、印鑑(申請書に必要)

【指定医療機関】

笠松町

医療機関名	所在	電話	医療機関名	所在	電話
愛生病院	円城寺	388-3300	こめの医院	米野	387-6010
伊藤内科	上本町	387-2257	さとう整形外科	田代	388-0100
岩村医院	門間	387-0180	杉山内科医院	奈良町	388-3600
おおかわ整形外科	門間	388-7666	羽島クリニック	門間	387-6161
笠松クリニック	東陽町	216-7830	ひらたクリニック	田代	387-3378
片山クリニック	田代	388-8700	まつなみ健康増進クリニック	泉町	388-0111
小寺医院	美笠通	387-4504	吉田胃腸科	門前町	387-2217

岐南町

医療機関名	所在	電話	医療機関名	所在	電話
赤座医院上印食診療所	上印食	247-2626	サンライズクリニック	野中	247-3322
おおしろ内科	野中	249-1366	総合在宅医療クリニック	八剣北	213-7830
岡山クリニック	徳田	268-0307	なごやかクリニック	三宅	215-8790
おくむらメモリークリニック	下印食	215-5609	伏見医院	三宅	247-8828
河合内科クリニック	八剣	247-6630	やまうちクリニック	八剣北	215-7771
北田内科クリニック	下印食	278-1030	渡辺小児科	八剣	246-8882
さかいだ耳鼻咽喉科	八剣	214-3322			

2.広域化予防接種協力医療機関で接種する場合(接種前、町から予診票を受け取る必要があります)

65歳以上の方で、岐阜県の羽島郡外にかかりつけ医のいる方は、広域化予防接種協力医療機関(町が指定する岐阜県内羽島郡外の医療機関)で定期接種することができます。接種を希望される方は、事前に町またはかかりつけ医にご相談ください。

定期接種(予防接種法に基づく接種)	
自己負担金	医療機関が設定する接種料金から、3,360円の上限を差し引いた額
接種回数	1回
接種方法	①かかりつけ医へ予約 ②役場福祉健康課窓口・福祉健康センター・総合会館で「予診票」を受け取り記入 ③接種を受ける ④自己負担金を支払う
持ち物	健康保険証、予診票

3.指定医療機関または広域化予防接種協力医療機関以外で接種する場合(任意接種)(接種後、町へ申請してください)

指定医療機関または広域化予防接種協力医療機関以外で接種される60歳以上の方は、3,360円を上限に助成しますので、接種後、領収書・印鑑・通帳を持参のうえ、役場福祉健康課窓口・福祉健康センター・総合会館へ申請してください。なお、助成金は、通帳(接種された方名義)に振り込みます。

○申請期限 平成28年1月15日(金)

何らかの健康被害が生じた場合

定期接種の方 予防接種法で救済されます。

任意接種の方 独立行政法人医薬品医療機器総合機構の医薬品副作用被害救済制度により救済されます。

【問合先】福祉健康課 ☎388-7171